

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表.....	1
2 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	2

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外分売)</p> <p>第30条 正会員は、<u>本所が売買管理上適当でない</u>と認める場合を除き、本所が定める数量以上の顧客の売付注文を立会外分売により執行することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第2項の規定により届出を行った正会員は、本所が当該届出を受理した時から第32条の買付申込時間終了時までにおいて、第1項に規定する場合に該当すると本所が認めたときは、当該届出を取り消すものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月25日から施行する。</p>	<p>(立会外分売)</p> <p>第30条 正会員は、本所が定める数量以上の顧客の売付注文を立会外分売により執行することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>売買管理上適当でない</u>と認める場合)</p> <p><u>第24条の2 規程第30条第1項に規定する</u> <u>本所が売買管理上適当でない</u>と認める場合は、 <u>次の各号に定める場合とする。</u></p> <p>(1) <u>立会外分売に係る有価証券について、</u> <u>直前に立会外分売が行われた日から4週間</u> <u>を経過していない場合(直前に行われた立会</u> <u>外分売において、売買が成立しなかった数量</u> <u>の範囲内で再度立会外分売を行う場合を除</u> <u>く。)</u></p> <p>(2) <u>立会外分売に係る有価証券の発行者が、</u> <u>法第166条第2項第1号から第3号まで</u> <u>及び同第5号から第7号までに定める事項</u> <u>(投資信託受益証券及び投資証券にあって</u> <u>は、これらに準ずる事項)について、上場有</u> <u>価証券の発行者の会社情報の適時開示等に</u> <u>関する規則(その特例を含む。)に基づき開</u> <u>示を行った日から10日を経過をしていな</u> <u>い場合</u></p> <p>(3) <u>立会外分売に係る有価証券について、</u> <u>一般募集、株主割当、売出し、取引所有価証</u> <u>券市場における買付けその他本所が適当と</u> <u>認める方法以外の方法で1か年以内に取得</u> <u>したものであることの確認がとれない場</u> <u>合</u></p> <p>(4) <u>立会外分売に係る有価証券の売買立会</u> <u>における売買状況に異常があると認める場</u> <u>合又はそのおそれがあると認める場合で、本</u> <u>所が立会外分売を行うことが適当でない</u> <u>と認めるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月25日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>